**６区1・2・3自主防災組織　災害対応マニュアル（地震編）**

**１　組織体制**

組織は会長、副会長、会計のほか情報班、避難誘導班など別紙組織図（Ｐ．４）のとおりとする。

**２　本部の設営**

　　次のいずれかに該当する場合、６区３公民館に６区１～３の区長・副区長（以下、「役員」という。）が参集する。

　　○震度５弱以上の地震が発生した場合

　　○緊急地震速報（エリアメール）を受信した場合

　　○６区１～３のいずれかの区長が必要と判断した場合

**３　本部の役割**

　　本部の役割は次のとおりとする。

　○全体の意思決定、各班への指示

○情報の収集・伝達

○役場への状況報告、物資及び救助等の要請

○その他、状況に応じて必要な事項

**４　避難所等の設定**

　　地区の避難所、避難場所は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公的避難所 | 多良木町民体育館 | |
| 一時避難所（場所） | ６区１ | 役場駐車場、町保健センター |
| ６区２ | ６区２公民館 |
| ６区３ | ６区３公民館 |

**５　避難所の鍵の保管**

一時避難場所の鍵は各会長が所有。しかし、保管場所は役員で共有しておき、会長不在時は別の者が避難所を開設できるようにしておく。

**６　役割分担及び必要な資機材**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 班名 | 必要な対応 | 必要な資機材 |
| ①情報班 | ・地区の見廻り  （家屋の倒壊、火災の発生状況等）  ・役場への状況確認、報告等  ・ラジオ等からの情報収集 | ・携帯電話  ・防災ラジオ |
| ②避難誘導班 | ・住民への避難所（場所）の伝達  ・地区内各所における避難誘導  ・避難行動要支援者の避難所等への搬送  ・避難完了後の地区内警護 | ・誘導棒  ・拡声器 |
| ③安否確認班 | ・無事旗の確認  ・安否不明世帯への訪問  ・本部への安否確認状況の報告 | ・安否確認表 |
| ④消火・救護班 | ・火災発生箇所の初期消火  ・軽傷者の避難所への搬送  ・軽傷者の避難所での手当  ・重傷者の多良木病院への搬送（動かせ　ない状態の場合は同病院への連絡） | ・消火器  ・救急セット  ・リヤカーまたは  簡易担架 |
| ⑤生活班 | ・トイレ、間仕切り等の設置  ・避難住民の確認（受付）  ・避難所の案内  ・調理用器材や暖房器具等の準備、確保  ・水、食糧、燃料等の確保 | ・間仕切り等  ・避難者受付簿  ・炊出用の食材及び  　調理用器材 |
| ⑥その他 | 役割を終了した班については、必要に応じて地区内の警護や避難所の運営など他の班の応援を行うこと。 | － |

　　なお、情報班及び避難誘導班、安否確認班、消火・救護班は本部の指示を待たず、それぞれの活動を行うこととし、生活班については６区３公民館に参集し、本部の指示を仰ぐこととする。

**７　「無事旗」の活用**

　　本地区が導入している「無事旗」は、地震発生後の安否確認を迅速に行うためのものであり、これが機能するためには住民に対する普段からの意識づけが重要となるため、訓練やその他活動においてその啓発に努めること。

６区１・２・３自主防災組織　組織図

**本　部**

**区長**

**副区長**

**区長**

**副区長**

**区長**

**副区長**

**６区１**

**６区３**

**６区２**

**避難誘導班**

◎（　　　　　）

（　　　　　）

（　　　　　）

（　　　　　）

**情報班**

◎（　　　　　）

（　　　　　）

（　　　　　）

（　　　　　）

**消火・救護班**

◎（　　　　　）

消防団ＯＢ

（　　　　　）

（　　　　　）

**安否確認班**

◎（　　　　　）

（　　　　　）

（　　　　　）

（　　　　　）

**生活班**

◎（　　　　　）

地域婦人会

（　　　　　）

（　　　　　）